

特定計量器			金額
1 非自動はかり	(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	1,400円
		ひょう量が250キログラム以下のもの	1,800円
		ひょう量が500キログラム以下のもの	2,200円
		ひょう量が500キログラムを超えるもの	3,100円
	(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛りのみがあるもの		250円
	(3) (1)又は(2)に掲げる以外のもの	ひょう量が100キログラム以下のもの	500円
		ひょう量が250キログラム以下のもの	900円
		ひょう量が500キログラム以下のもの	1,500円
		ひょう量が1トン以下のもの	2,100円
		ひょう量が2トン以下のもの	3,700円
		ひょう量が5トン以下のもの	6,900円
		ひょう量が10トン以下のもの	10,700円
		ひょう量が20トン以下のもの	15,000円
		ひょう量が30トン以下のもの	19,100円
		ひょう量が40トン以下のもの	21,600円
		ひょう量が50トン以下のもの	29,800円
		ひょう量が50トンを超えるもの	51,200円
	(4) 最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の10,000分の1未満のもの		(1)から(3)までに掲げる金額の2倍の額
	(5) (1)、(3)又は(4)に掲げる非自動はかりで2以上の計量範囲を有するもの		計量範囲が1増すごとに、(1)、(3)又は(4)に掲げる金額に当該金額の5割の額を加算した額
	2 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり		10円